

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第8号、法第53条第1項第6号並びに法別表第3（に）欄5の項及び法第56条第1項第2号ニの規定に基づき、建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定及び数値の決定をしようとするので、当該案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については縦覧期間満了の日までに住所、氏名を記載し押印の上、静岡県知事に意見書を提出することができる。（縦覧終了日までに必着のこと。）

令和2年12月11日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

伊豆都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定

2 指定する区域及び決定する数値

縦覧する計画図のとおり

3 縦覧場所及び意見書提出先（次のいずれか）

静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

伊豆市役所中伊豆支所建設部都市計画課（〒410-2592 伊豆市八幡500番地の1）

4 縦覧期間

令和2年12月11日（金）から令和2年12月25日（金）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）